

あなたの想いを後世に伝える架け橋

あなたの名前がついた奨学金も作れる！

遺贈の窓口



自分の遺産を「**関心ある社会問題の解決・解消に貢献させたい**」「**親族以外の非営利団体などに遺産を渡したい**」と思われたら、ぜひ「**遺贈の窓口**」にご相談ください。



「遺贈の窓口」とは

相続する人がいない、または相続人が放棄したお金は、すべて国に没収となります。その額、毎年 400 億円を超えています。しかし、遺産を社会的に有意義な事業に使ってほしい、という気持ちを遺言書に残しておく、法律にもとづく法定相続に関係なく、ご自分の意思を生かすことができます。

ご意思（遺言）に基づき、ご逝去の折、公益財団法人公益推進協会に遺産を委ね、寄付者専用の基金（マイ基金）を作ります。そして、その基金を寄付者の希望する地域や分野の公益的な団体などに助成金として配ることにより、寄付者様の想いを後世に伝えていきます。



内閣総理大臣認定
公益財団法人

公益推進協会

TEL:03-5425-4201 FAX:03-5405-1814

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

E-Mail:info@kosuikyo.com

ホームページ :www.kosuikyo.com

あなたの思いを後世に伝えることができます

遺贈の窓口だけの3大メリット

1. 他の人の寄付と一緒にしない自分専用の基金！

- ・遺産は、自分専用の基金（マイ基金）として管理されるため、他の方の基金と一緒にすることはありません。このため、ご希望にあわせた形態での助成が行えます。例えば、長期間にわたって助成する、複数の団体へ広範囲に助成する、助成対象を公募することなども可能です。

2. 遺産は金銭以外でもOK！ 売却しないで管理することもできます！

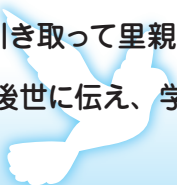
- ・金銭以外の、不動産、株、美術品で受け入れることも可能です。
- ・これらを売却して現金化し助成することはもちろん、売却せずに非営利団体に使用させたり、テナント物件の賃料を助成することも可能です。

3. 助成金の使途が、きちんと分かります！

- ・「寄付して終わり」ではなく、助成したお金が「何にいくら使われたか」助成先から事業や収支の報告を徴収し、あなたの想いがどのように活用されたか、あなたの代わりにチェックします。

これまで設立された基金の一例です

- 父と母への感謝の気持ちと苦学生の就学支援を目的に奨学金を給付する「一郎&ミツエ奨学金」
- 自分のコレクションの美術品と財産を使い美術館を作るために遺贈した「アールヌーボー美術館設立基金」
- 自分の住む町の福祉活動等を行う小さなNPOに助成し応援する「まっことありがとう基金」
- ピアノ好きの自分の志を後世に伝え、若手演奏家の育成を支援する「山本裕子ピアノコンクール基金」
- 保健所で処分される前の動物を引き取って里親を探す拠点を作る「もり愛動物愛護センター基金」
- 外科医師であった亡き夫の功績を後世に伝え、学会で優秀な論文に賞を贈る「井上メダルと井上賞」



遺贈による寄付の方法とお手続きの流れ

ステップ1 遺言書の作成

ご意思をかなえるためにも遺言書をご用意ください。一般的に遺言書には「公正証書遺言」や「自筆証書遺言」がありますが、遺贈寄付をご検討いただく場合には、2人以上の証人の立ち会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」をお勧めいたします。詳しくは公証役場または日本公証役場連合会のホームページをご覧ください。

遺言執行人とは

遺言書の中で「遺言執行人」を指定なさるようにお勧めしております。専門家（弁護士、司法書士、行政書士、税理士など）や信託銀行などを選ばれる方が多いようです。

遺言執行人は、財産の引渡しや登記など複雑な手続きを行う立場の方を指します。不動産や有価証券などの寄付については専門知識をもった遺言執行人に、その財産を現金化してもらうように遺言で指示することもできます。

遺留分にご留意ください

民法には、相続人に最低限の遺産取得を保障する「遺留分制度」があります。遺贈をご検討の際には、遺留分権利者の遺留分にご留意ください。

詳しくは公益財団法人公益推進協会または専門家にお尋ねください。

●● 権利者と遺留分 ●●

権利者が配偶者のみの場合	遺留分は配偶者に 1/2
権利者が配偶者と子の場合	遺留分は配偶者 1/4 子全員で 1/4
権利者が子のみの場合	遺留分は子に 1/2
権利者が配偶者と兄弟姉妹の場合	遺留分は配偶者 1/2 兄弟姉妹 なし
権利者が親のみの場合	遺留分は親に 1/3
権利者が兄弟姉妹のみの場合	遺留分は なし

ステップ2 >> 公益財団法人公益推進協会になるべく通知

遺贈先として公益財団法人公益推進協会を指定される場合は、できるだけ遺言作成前にご連絡ください。ご連絡いただければ、どのような分野や地域を対象としたマイ基金にするのか、より良い方法を提案し、事前に相談しながら決めることができます。また、定期的にニュースレターをお送りし、公益財団法人公益推進協会の活動を常に知ることができます。

ステップ3 >> 遺言執行

ご逝去の報告により、遺言執行者が遺言書に基づいて手続きを行います。公益財団法人公益推進協会は遺言執行者から連絡を受け、遅滞なく遺贈を受領し、受領後に税制上の公益増進法人である公益財団法人の証明、受領証明書、感謝状を発行致します。寄付受領証明書等は税制優遇措置の申告の際に必要となります。

ステップ4 >> 基金の管理&助成

遺言書に基づき、基金の広報、助成団体の募集、受付、調査、選考、報告徴収など、すべての関連手続きを公益財団法人公益推進協会において行い、助成金として配布します。
なお、助成団体の選定は当財団の選考委員会及び常任理事会で決定し、一連の報告を内閣府に提出します。





遺贈による基金 Q&A ～よくある質問～

いくらから基金は作れますか？お金以外でもよいですか？

遺贈による基金を設ける場合、原則として寄付額に制限はありません。遺贈による基金は1億円を超えるものから数万円まで様々です。また、不動産や有価証券、美術品等の遺贈も可能です。ただし、包括遺贈の場合、遺贈金品のトータルでマイナスになるような遺産（負債や処分不能の山林などが資産よりも多い場合）はお受けできません。

基金の名称はどんな名前が使えますか？会社の名前でもよいですか？

基金には、ご自分や関係者の名前、助成目的など自由に名称が付けられます。もちろん、会社の名前で作ることも可能です。また、匿名にすることもでき、基金名も寄付者名も匿名にしたり、寄付者名だけ匿名にすることも可能です。

遺産には不動産も株も含まれますが、どこかで税金がかかると聞きましたが？

不動産や株式等の遺贈で、購入した時よりも値上がりしている場合、その含み益部分について譲渡所得税の申告が必要です。このような含み益への課税を「みなし譲渡課税」といいます。

すべての財産を遺贈する「包括遺贈」であれば、寄付を受けた包括受遺者（公益推進協会）が納税義務者になりますが、遺産を限定する「特定遺贈」の場合は相続人がみなし譲渡に係る税金を払います。相続人からすれば、不動産等を被相続人の意思で法人に遺贈することは許容できても、その分の税金まで負担するとなれば許容できないケースもあり、トラブルに発展する可能性も高くなります。そこで、不動産などが財産に含まれ、相続人に遺留分（兄弟等）がない場合は包括遺贈をお勧めしております。

基金の管理、公募、受付、調査、選考、公表、報告等の費用はいくらですか？

永続（運用）型基金は、国債や地方債等の購入、銀行等への預金など、安全かつ有利な運用を行っていますが、期間（使い切り）型基金は運用せず残高が0円になるまで助成します。なお、他の社会貢献分野への助成や基金を管理し運営する事務作業（税制控除や公募等の煩雑な手続きを行う）経費として、遺贈された寄付金から管理費等を徴収します。永続（運用）型の場合は、運用収益の中から年度末基金残高の原則2%相当額を、期間（使い切り）型の場合は原則7%相当額をそれらの費用に充てさせていただきます。助成のための財源は、この必要経費を除いた額になります。

基金を助成するための募集や選定は誰がするのですか？

助成団体の広報、募集、受付、調査、選考、報告徴収、関連手続き等は、すべて当財団で行います。また、助成団体の選考は、事務局で受け付けた後、助成金選考委員会で審議し、当財団の常任理事会で決定し、すべての報告は内閣府に提出します。



遺言書の書き方（遺贈による寄付）

遺贈財産の寄付方法については、遺言書の中でできるだけ具体的にお書きください。後々、処理が迅速に進みます。次の記載例をご参考になしてください。

例1 全ての財産（または一定割合）を寄附する場合

すべての財産（または、財産の半分など一定割合）を公益財団法人公益推進協会に寄付し、遺言の執行時に発生する税や遺言執行費用などを公益財団法人公益推進協会に負担させる場合は下記の書き方を参考にしてください。

第〇条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産（または財産の2分の1など）を公益財団法人公益推進協会（住所 東京都港区新橋 6 丁目 7 番 9 号 新橋アイランドビル2階）に「〇川〇男 動物保護基金」を設立するために遺贈する。

なお、財産の換価に要する実費、遺言者の借入金、入院費用、葬儀費用、未払い租税公課およびその他一切の債務、遺言執行に要する費用、遺言執行者の報酬等は遺贈された財産の中から公益財団法人公益推進協会が負担するものとする。また遺言執行者は、換価困難な財産については無償で処分できるものとする。（中略）

見本1 動物介護団体等を寄付先にしたい場合の付言記載例

（付言）自分の財産は基本的に社会貢献活動に使って欲しいと思います。特に、私は動物がとても好きなので、動物が虐待されたり、殺処分になったりするのがとても心苦しいです。そこで、主に野良犬や野良猫の保護、里親探し、不妊治療などを行っている団体を応援したいと思います。

具体的には包括遺贈先である公益財団法人公益推進協会にて、本遺言公正証書第〇条の負担を履行後の遺贈財産で、自分の名前のついた「〇川〇男基金」を作り、同法人の寄付金取扱規程に従い、前記に属する団体等に対して助成を行っていただくようお願いしたいと思います。

見本2 乳児院などの児童福祉施設を寄付先にしたい場合の付言記載例

（付言）自分の財産は基本的に社会貢献活動に使いたいと思い、私の全ての財産を公益財団法人公益推進協会に寄付し、同財団の管理する「マイ基金」の設立に充ててください。そして、主に乳児院や養護施設等が行う「児童福祉」分野に絞って使っていただければと思います。この遺言第 2 条にある負担を同財団に履行していただいた後、残った財産で私の名前のついた「〇木〇子基金」を作り、同財団の寄付金取扱規程に従い、前記の分野に属する団体や個人に対して助成を行っていただくようお願いします。

例 2

特定の財産を寄附して基金を作る場合

すべての財産ではなく、特定の財産（「〇〇の土地」とか「〇〇会社株券〇〇」、「財産の半分」など一定割合）を公益財団法人公益推進協会に寄付して基金を作る場合は下記の書き方を参考にしてください。

第〇条 遺言者は、遺言者の所有する次の土地・建物及び遺言者名義の預貯金、金融商品を、公益財団法人公益推進協会（住所 東京都港区新橋 6 丁目 7 番 9 号 新橋アイランドビル2階）に「〇〇美術館運営基金」として遺贈する。なお、その遺贈に伴って発生する税については遺贈された財産の中から公益財団法人公益推進協会が負担するものとする。

記

1. 土地建物の表示

(1)	土地	所在	〇〇〇〇 〇〇〇
		地番	〇〇〇〇 〇〇〇
		地目	〇〇〇〇 〇〇〇
		地積	〇〇〇〇 〇〇〇
(2)	建物	所在	〇〇〇〇 〇〇〇
		家屋番号	〇〇〇〇 〇〇〇
		種類	〇〇〇〇 〇〇〇
		構造	〇〇〇〇 〇〇〇
		床面積	〇〇〇〇 〇〇〇

2. 預貯金・金融商品・美術品等預入機関の表示

(1)	〇〇信託銀行〇〇支店
(2)	〇〇銀行〇〇支店
(3)	〇〇郵便局〇〇支店
(4)	〇〇証券〇〇支店に保管する〇〇株式会社・株券〇〇株
(5)	〇〇倉庫に保管する美術品 〇〇作品 〇〇〇点
(6)	．．．．．

（付言）…中略…

また、私はこれまで、〇〇に関する美術品等の研究及び収集をしてきました。

これを後世に遺し、美術の普及を図るために、公益財団法人公益推進協会に上記の財産を寄付し、同法人の寄付金取扱規程に従い、「〇〇美術館運営基金」を作り、広く一般市民に〇〇の作品を公開できるような美術展示をしてください。





公益財団法人公益推進協会では、お子さまのいない方の遺贈の際、家の片づけや葬儀、納骨など死後の事務についてもお受けすることが可能です。

遺贈に関するご相談や、遺言信託、遺言書作成等についてお気軽に公益財団法人公益推進協会にお尋ね下さい。

遺贈をする、しないに関わらず、遺贈に関する専門家のアドバイスを受けることができます。

公益財団法人 公益推進協会 法人概要	
沿 革	平成22年8月18日 法人設立 平成23年11月1日 内閣総理大臣より公益認定を受ける
評議員長	寺村 信行(元国税庁長官)
代表理事	福島 達也(田園調布学園大学 人間福祉学部社会福祉学科 講師・行政書士)
理 事	松川 邦之(弁護士) 中谷 智明(司法書士)
監 事	中村 元彦(千葉商科大学会計大学院教授・公認会計士・税理士) 大内 智(税理士)
評議員	奥田 規之(弁理士) 中村 恭章(社会保険労務士・行政書士) 近藤 元嗣(行政書士) 堀之内 卓(社会保険労務士・行政書士)

お問い合わせ、ご相談は、



内閣総理大臣認定
公益財団法人

公益推進協会

URL : www.kosuikyo.com

Mail : info@kosuikyo.com

事務局

T
E
L

03-5425-4201

〒105-0004

東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル2 階

FAX : 03-5405-1814

(関西支部) 〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-29-12 公推協ビル

(九州支部) 〒812-0044

福岡市博多区千代5-1-4-S5

